

令和6年10月4日

◎西森（雅）委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

（9時59分開会）

◎西森（雅）委員長 本日から委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、9日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

それではお諮りいたします。

日程については日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、本日は、第一委員会室において12時30分から決算特別委員会の組織委員会が開催されますので、11時50分頃をめぐり、休憩に入らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

#### 《危機管理部》

◎西森（雅）委員長 最初に、危機管理部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願いたします。

◎三浦危機管理部長 今回提出しております議案につきまして、概要を説明させていただきます。議案説明資料の2ページになります。

南海トラフ地震対策課から、国の被害想定の見直しにあわせて、県でも、詳細な被害想定の見直しを実施することで、被害想定調査等委託料5,309万7,000円の増額補正、それから、1億1,961万円余りの債務負担をお願いしております。詳細につきましてはこの後、南海トラフ地震対策課長から説明をさせていただきます。

説明は以上となります。

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈南海トラフ地震対策課〉

◎西森（雅）委員長 南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 議案説明資料の1ページを御覧ください。まず歳出について御説明します。科目の上から3段目、南海トラフ地震対策費の補正額5,309万7,000円

の増額補正をお願いするものです。

補正の内容は右端の説明欄に記載しています、被害想定調査等委託料になります。これは、南海トラフ地震の被害想定の見直しに要する経費です。具体的な内容につきましては3ページをお願いします。

被害想定調査等委託業務につきましては、目的としまして、国では南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、最新の知見を踏まえた広域的な被害想定の見直しを令和5年2月から開始しています。この見直しを踏まえて、本県においても、地域の実情に応じた詳細な被害想定の見直しを行うものです。

参考に記載していますが、11年前につきましても、国の被害想定に合わせて県版の被害想定を行っており、今回も同様に、国の被害想定の見直しに合わせて、県版の被害想定の見直しを行うものです。

次に業務の内容は、まず①資料収集・整理では、基礎資料となる地形や地質調査、堤防などの構造物、建物棟数、人口などの最新のデータを収集し整理します。

②地震動予測では、最新の地質調査データをもとに、地盤モデルを設定し、地震動予測計算を行います。

③津波浸水想定では、津波の時間変化を計算し、最大浸水深や浸水域、津波の到達時間、津波災害警戒区域を地図に表示します。

④被害想定では、地震動予測や津波浸水想定をもとに、地震津波が発生した場合の建物被害や人的被害を算定した上で、被災シナリオの作成を行います。

スケジュールとしましては、補正予算成立後、一般競争入札を行い、国の被害想定の見直しを踏まえて、被害想定調査を進めていきます。被害想定の見直しに当たっては、有識者で構成する検討会を設置し、学術的、専門的な助言をいただきながら業務を進め、令和8年3月に見直し結果を公表したいと考えています。この見直し結果につきましては、第6期南海トラフ地震対策行動計画をバージョンアップする中で反映させることとしています。

続きまして、2ページにお戻りください。債務負担行為につきまして御説明します。被害想定の見直しは複数年にわたって実施するため、債務負担として1億1,961万5,000円を計上しております。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 本来ならば、国は今年の春に想定の見直しをするということだったと思うんですけども、能登半島地震で今年の12月に先送りになったということですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 能登半島地震の影響もありまして、国の被害想定の見直し作業が少し遅れている状況です。それと、南海トラフ地震臨時情報が発表されたこ

ともあり、そのワーキングの中で、南海トラフ地震臨時情報の検証も行うことになりましたので、今のところ12月を見込みとしていますが、遅れる可能性もあります。

◎坂本委員 県で検討会を開催して見直しをしていくわけですが、見直す上で津波避難の意識調査や、直近の耐震化率などの情報が必要になってこようかと思います。構造物については現在の進捗状況で想定をするのか。あるいは少し前の段階か、または少し先を見越して想定をするのか。検討するに当たっての材料をどう整えるかについては、どのように考えられていますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 早期避難意識率と住宅の耐震化につきましては、今年度行動計画を見直すために調査をしておりますので、それがもとになると考えてございます。ハードの整備状況のデータですが、被害想定をいつ計算するかに応じて、最新のデータを用いて反映させたいと考えています。

◎坂本委員 県が全体を把握した上で、想定していくのかもしれませんが、例えば津波の避難意識調査も、自治体ごとの調査内容を積み上げて、高知県全体のものにしていくのか、あるいは、高知県全体で最初から把握した内容でやっていくのか、その辺はどうでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現在のところは前回は踏襲する形で、県下全域の意識率や耐震化を反映するよう考えています。

◎土居委員 10年前も、地形や地質調査に基づいて、震度分布の公表をしているわけです。今回また新たにやるわけですが、基本地形や地質調査はそうそう変わらないと思います。今回、何に着目して地質調査の場所を選定するつもりですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 まず地質調査につきましては、公共事業で実施した各種ボーリング調査、地質調査のデータを国が蓄積しております。そのデータを今回、地震動の計算をするときに反映したいと考えています。地形のデータも航空測量の精度が向上してきていますので、10年前と比べてかなりの精度が上がっていると思います。そちらを地形データに反映したいと考えています。

◎土居委員 今回この委託業務の中に地質調査、ボーリング業務が入っているわけではないということですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 こちらにつきましては、国のデータベースを使用して、これまで10年間蓄積されたデータを反映したいと考えています。

◎岡本委員 一般競争入札ですが、業者は県内に限定されるのか、それとも県外も視野に入れているのか教えてください。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回の入札は、一般競争入札の総合評価方式としております。その上で、業者を選定する方法としまして、高度な技術を要するということで、過去に同様の被害想定業務に従事した業者を条件としておりますので、そこが1つ条件

となってくると思います。県内県外問わず、入札に参加できるようになっています。

◎岡本委員 高度な技術が要るということですがけれども、ぜひ県内を最優先で選定してほしいことをお願いしておきたいと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 選定方法は、価格と価格以外の業者の技術力の評定点をもって、最終的にその点数が高いところが落札するようになっていますので御了承いただきたいと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

#### 《健康政策部》

◎西森（雅）委員長 次に、健康政策部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中嶋健康政策部長 総括説明の前に、当部におきまして、個人情報の不適切な取扱い事案がございました。御本人をはじめ、関係者の皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。こうした事態はあってはならないことであり、今後このようなミスが発生しないようチェック体制を一層強化し、再発防止に努めてまいります。本当に申し訳ございませんでした。

本件につきましては、報告事項として提出させていただいておりますので、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたします。

それでは総括の説明をさせていただきます。健康政策部からの提出議案は、一般会計補正予算と条例議案1件でございます。

最初に、議案参考資料の2ページ、一般会計補正予算の総括表を御覧いただきたいと思っております。今回の補正予算につきましては、総額で2億9,329万3,000円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、医療提供体制の確保対策として、市町村立のへき地医療拠点病院が行う医療機器の整備の支援、そして、新興感染症発生時の対策としまして、感染症法に基づき、県と協定を締結する医療機関が行う医療設備に対する支援を行おうとするものです。

次に、条例議案について御説明をさせていただきます。3ページを御覧いただきたいと思っております。当部からは第9号議案の高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を提出しております。それぞれの詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、当部で所管します審議会の開催状況でございます。4ページ、令和6年度各種審議会における審議経過等一覧表を御覧いただきたいと思っております。

令和6年6月定例会の開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和6年10月と記載しております高知県歯と口の健康づくり推進協議会など6件で、主な審議項目、決定項目などは記載のとおりでございます。また、各審議会の委員名簿は資料の8ページ以降にまとめてございますので、御確認いただければと思っております。

最後に、報告事項につきましては、先ほど御説明いたしました、個人情報の不適切な取扱い事案についてでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

以上で総括の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈在宅療養推進課〉

◎西森（雅）委員長 初めに在宅療養推進課の説明を求めます。

◎小野在宅療養推進課長 当課から補正予算について御説明します。1ページを御覧ください。

歳入につきましては、後ほど歳出で御説明をします事業に充当する国庫補助金1,479万3,000円を計上させていただいております。

続いて、2ページを御覧ください。歳出となります。右端の説明欄を御覧ください。1へき地保健医療対策事業費の、へき地医療施設設備整備費補助金2,958万6,000円となります。これはへき地医療拠点病院である梶原町立国民健康保険梶原病院が行う電子カルテシステム及び生化学分析装置の整備に対しまして、国及び県がそれぞれ2分の1ずつの補助を行うものとなっております。8月に国から改正要綱が示されましたので、今回補正をお願いするものとなっております。

説明は以上となります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、在宅療養推進課を終わります。

#### 〈健康対策課〉

◎西森（雅）委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。

◎川内医監兼健康対策課長 当課からは一般会計補正予算議案をお願いしています。

健康対策課の1ページを御覧ください。歳入予算です。9款国庫支出金は、1億3,182万6,000円の増額で、歳出予算の財源となる国庫補助金です。

2ページをお願いします。歳出予算です。上から3段目の7目健康対策費です。1番右

側の説明欄をお願いします。1 新興感染症対策推進事業費のうち、新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金として2億6,370万7,000円の増額を計上しております。

新興感染症の発生に備えまして、感染症への対応力を強化するため、改正感染症法に基づく医療措置協定を締結する病院、診療所及び訪問看護事業所が行う、個人防護具の保管庫などの施設整備、また検査機器などの設備整備に対しまして、国及び県が2分の1ずつ補助を行うものです。

医療機関の事業計画額が当初予算を上回ったため、今回補正をお願いするものです。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 当初予算を上回ったということですがけれども、当初予算でどれぐらいの医療機関を想定していて、それを上回ったのがどれぐらいでしょうか。

◎川内医監兼健康対策課長 予算編成段階では、国からの事業の提示が少し遅れましたので、想定を見積ることが難しいところでした。額としては、当初予算では1億470万円を見込んでおりました。医療機関数は施設整備で8施設、設備整備で11施設を想定していました。国側の全体予算の中で、都道府県ごとに一定これだけの数が見込まれるのではないかとこの数が示されまして、それに基づいて試算をして計上していたものです。ただ実際は、年度が明けてから医療機関に要望調査を行いましたところ、施設整備に関しては13施設、設備整備については70施設から要望がありまして、これらを積算、合計しますと、今回補正額となる2億6,000万円余りの増額が必要となった次第です。

◎坂本委員 設備整備が11施設の見込みに対して70施設というのは、すごい増えようだと思うんですけども、年度当初は国の示される見積りが1億470万円で見込まれていたから、その範囲の中で施設数を決めたのか、その段階でも一応聞き取りはしたのか。今回聞き取りすると70施設、すごい増え方だと思うんですけども、そこに何か施設間でいろいろ変化があったんでしょうか。

◎川内医監兼健康対策課長 実際は予算要求段階では、国の試算で割当てられた予算はもう少し多かったんですけど、予算要求の過程の中の、財政当局との調整の中で、一定減額もあって、1億400万円に縮んだ経緯があります。今回想定を多く上回ったのは検査機器で、具体的に言うとPCR検査の機械になりますけれども、こちらが32施設から要望がありまして、想定よりも多かったところです。

あと数的に多いところでは、HEPAフィルター付きの空気清浄機も対象で、これが58施設で、こちらも想定より多かった印象があります。両方足すと90になりますけれども、複数項目がありますので。

◎塚地委員 協定締結をした医療機関になるので、その協定の中身ですがけれども、例えば施設整備をした場合に、感染症患者の受入れについての拒否権がなくなるというような協

定の中身になっているわけではないでしょうか。協定の中身は、具体的にどのようなものですか。

◎川内医監兼健康対策課長 協定につきましては、大きく分けて2つありまして、1つが第1種協定医療機関、もう1つが第2種協定医療機関です。第1種は、入院の受入れをお願いするものです。第2種は、発熱外来や在宅療養者への対応、また個人防護具の備蓄などをお願いするものです。

この協定では例えば第1種では、あらかじめ流行初期に何床対応可能か、またその流行初期以降3か月から6か月ぐらいで何床可能か、確保病床数を明示した形での協定になっています。協定締結をしていただいたところに対しては、補助制度を活用してくださいということです。補助制度を活用したから確保病床数が上がるものではありません。

確保病床数が、例えば30床として、実際にパンデミックが起こったときは、どのあたりから病床を空けられるかは、個別に各医療機関と協議をしていきますので、協定に30床と書いてあるから、最初から30床フルで対応しなければならないものではありません。これは各医療機関と協定を締結するに当たっての協議の際に、十分確認をしながら進めてきました。

◎西内委員 先ほどのお話のPCRの機器の件ですけれども、コロナが流行し始めたときも、PCRの取扱いできる人員の話が課題に挙がっていたように記憶しておりますけれども、この協定に基づいてPCRの検査機器を入れる施設については、機器の操作にある程度熟知した、人材的に対応できる体制が前提になって計画的に導入されますか。

◎川内医監兼健康対策課長 PCR検査は、もう少し広い概念で言うと核酸増幅法検査になります。新たな感染症が発生したときは、最初はPCR検査の経緯を確実にするために時間がかかり、恐らく国立感染症研究所や衛生環境研究所に試薬が配られて、そこで職員の習熟をしていくと思います。今回補助させていただいた機器などは、現在一般に簡易的な核酸増幅法を行うことができる機器ですので、恐らく臨床検査としての試薬などの商品販売が、確立されて以降の対応をお願いすることになると思いますので、多くのところは簡易的な検査法で十分、現在のルーチンの、新型コロナなどの核酸増幅法の検査と同様に対応ができるのではないかと思います。

◎西内委員 協定に基づくものとはいえ、10分の10という大変手厚いメニューでありますので、入れたからには、いざというときにきちっと機能する体制が担保できるように、ぜひ県としましても必要なアドバイスをさせていただければと思います。

◎川内医監兼健康対策課長 こういった検査機器を導入した医療機関には、平時から新型コロナの検査などふだん使いを積極的にしていただくようお願いしたいと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、健康対策課を終わります。

## 〈薬務衛生課〉

◎西森（雅）委員長 次に、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 当課からは、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について4ページ目の参考資料で御説明させていただきます。

この条例改正は、令和5年12月に、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が公布され、令和6年12月及び令和7年3月に施行されることに伴い、高知県手数料徴収条例の引用規定の整理を行うものでございます。

資料中段の囲み、大麻取締法改正の概要を御覧ください。今回の法改正におきましては、医療や産業における大麻草の適切な利用が主な目的でありまして、法施行に伴い、大麻から製造した医薬品の利用が可能となります。

1 法律名の変更にありますように、大麻取締法による規制の対象が大麻の「取扱い（所持、譲渡等）」から「栽培」に見直され、法律名が大麻草の栽培の規制に関する法律に変更されるとともに、大麻取扱者の名称が大麻草採取栽培者に変更となります。

また、2 免許区分の変更にありますように、大麻の栽培免許につきましては、その栽培目的により区分されまして、大麻草製品の原材料産業用として栽培する場合は、知事免許の第一種大麻草採取栽培者免許に、医薬品原料として栽培する場合は、大臣免許の第二種大麻草採取栽培者免許に区分されることとなります。

次に、この法改正に伴います高知県手数料徴収条例改正の概要について、資料下段、新旧対照表を御覧ください。

条例第14条の大麻取締法に係る事務の手数料につきまして、法律名の改正に伴い、条例名称を改正するとともに、免許区分の変更に伴い、大麻取扱者の名称を知事免許と同じ名称に改正いたします。なお手数料の額につきましては、従来四国3県をはじめ全国的にもほぼ同程度の金額で手数料が設定されておりまして、変更はございません。

以上で、議案説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 県内の事業者の件数と、どんな企業か教えていただけますか。

◎大森薬務衛生課長 現在、高知県には大麻取扱者免許で、栽培の許可を取っているところはございません。その他、研究者が5名登録をしております。内訳は、警察がほとんどで、あとは植物園が取扱いをしております。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

## 《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて健康政策部から1件の報告を行いたい旨の申出がっております。

ますので、これを受けることにいたします。

個人情報の不適切な取扱い事案について、健康対策課の説明を求めます。

◎川内医監兼健康対策課長 当課からは、本委員会冒頭におわびをしました個人情報の不適切な取扱い事案についての御報告です。資料の2ページです。

本事案ですが、難病の患者に対する医療等に関する法律いわゆる難病法に基づく特定医療費医療受給者証の更新申請に係る文書の紛失が2件、誤送付が計4件判明したものです。

まず1の事案の概要をお願いします。(1)は、受給者が加入している医療保険の変更に伴いまして所得分を確認するために、変更後の県内の保険者に発送した照会文書の紛失が1件判明したものです。

(2)と(3)は、この申請に必要な臨床調査個人票という医療機関で作成する診断書について、作成した医療機関に不備があって追記を依頼した文書の誤送付と紛失が各1件判明したものです。

また(4)ですが、受給者証の更新事務の業務の一部委託先から、受給者証と登録者証を申請者に発送した際に、誤って別の方に登録者証を同封したという誤送付が、計3件判明したものでございます。

制度が若干複雑ですので、事案の具体的な説明の前に、指定難病の制度を参考資料(特定医療費(指定難病)制度について)で御説明します。

この特定医療費は、難病法に基づく指定難病の診断基準と重症度分類です。その病気であるか、または重症であるかどうかの2つの認定基準を満たしている方に、医療受給者証を交付して、医療費の助成を行っているものです。認定期間は原則として毎年10月1日から翌年9月末日までの1年間です。更新事務の流れにつきましては、次の5ページのフロー図がございましたので御覧いただければと思います。

資料4ページの1自己負担の割合をお願いします。(1)に記載のとおり、保険診療の一部自己負担割合を2割以下とした上で、(2)にありますように、所得に応じて月ごとの自己負担上限額を設定しております。受給者から医療保険の変更届があった際は、所得区分が変わることがありますので、県から変更後の保険者宛てに所得分を照会しております。

先ほど申し上げた2ページの最初の(1)の紛失事案は、この照会文書が相手方の保険者に届いておらず、県、そして保険者である当該市町村、郵便局で調査をしましたがけれども、発見に至らなかったことから紛失と判断したものです。

要因としては宛先が、この保険者が近年庁舎を移転しておりましたが、旧住所地の番地を記載していたことが判明し、これも遠因かもしれません。

次に、2の申請に必要な書類をお願いします。(2)の臨床調査個人票ですが、医療費助成の審査に用いる診断書です。必要な項目が記載されていない場合は、県から、記載し

た医師の勤務先の医療機関宛てに、追記依頼という形で文書を発送しています。2ページで申し上げた(2)の誤送付の事案は、この追記依頼を発送した際に、類似した名称の医療機関への宛名シールを誤って封筒に貼りつけたことで、誤送付先の医療機関から連絡がものです。

2ページの(3)における紛失事案は、文書が相手方に届いていないことで、県、当該医療機関、郵便局で調査をしましたが、発見に至らなかったことで紛失と判断したものです。こちらは住所の記載は正しかったのですが、郵便番号の誤りが明らかになりました。ただし下4桁は同じですので、通常は送付されると郵便局からも言われていますし、これまでも届かないという事案はありませんでした。

次に、3審査結果の送付をお願いします。更新申請の受付と受給者証の交付の事務を民間事業者へ委託しておりまして、認定された方に医療費の受給者証と登録者証を交付しています。

こちらの登録者証は、難病患者さんがこの医療費の受給以外にも難病であることで福祉サービスや就労支援サービスを利用できるんですが、円滑に活用できるように、難病に罹患をしていることを証明する書類でございます。

難病法の改正で今年4月から受給者証と別に交付しておりまして、新たに申請された方、また初めて更新になる方は一緒に送付しております。医療費助成が不認定となった方にも交付されます。有効期限はありません。県外でも使用が可能となっております。

2ページで御説明しました(4)の誤送付の事案は、この委託先の事業者から、受給者証と登録者証を発送した際に、登録者証が別の方に誤送付となったものです。

これについては、5ページの下に星印3と書いてあるところがあります。登録者証の誤送付です。通常このような健康対策課の名前が入ってある窓つき封筒で送付をします。この黄色いのは受給者証で、後ろに登録者証も同封します。こちらが誤って送られたものがあります。

1件はAさん宛ての封筒にBさんの登録者証が同封されたものとその逆で2件。もう1件はCさん宛てに、そのCさんとまた別のDさんのものが同封をされていたものが1件、計3件です。最後の重複していたDさんには、登録者証は送られてなかったこととなります。

その他その上の星印1、2で、このフロー図の中で、その他の事案の概要と事務フローにおける発生の時点を記載しておりますので、別途御参照いただければと思います。

それでは2ページに戻ります。2の文書に記載されていた個人情報ですが、ここにそれぞれの事例ごとに記載をされていた情報でございます。それぞれ本人の氏名や、指定難病であることが分かるものがございますので、要配慮の個人情報となります。

誤送付または郵便が届かず紛失となったものについては、それぞれ当事者の方々に御連

絡を申し上げて謝罪をするとともに、新たな登録者証などを送付済みであります。こちらはしっかりと届いております。

次に、3の原因です。(1)の紛失と(2)の誤送付の件につきましては、宛名や住所の確認が不十分で、特に(2)については発送を担当した2名の職員が、ともに目視で医療機関名を確認したのみであって、読み合わせにより住所まで確認をしていれば誤りに気づいた可能性が高い事案であります。

(3)は、郵便番号の記載誤りはありましたけれども、不明であります。

(4)の登録者証の誤送付につきましては、委託先での発送作業で、グループごとに3名から5名で名簿との突合や読み合わせを行う体制でしたけれども、9月20日に発送分の5,121件の一部で、読み合わせが省略されて、目視のみによる複数確認となっていたものがありまして、氏名と住所の確認が不十分となった可能性がございます。

3ページに移ります。4は御説明しましたので、5の再発防止策です。まず、市町村の送付先を記録しているデータベースを点検しまして、最新の住所に修正済みです。その他の保険者や医療機関につきましても、ウェブサイト等で随時住所を確認して、修正しております。

次のポツです。今回の事例は全て普通郵便での発送でしたが、健康対策課から発送する個人情報を含む文書のうち、普通郵便で発送していたものは、原則として特定記録郵便で発送することとしまして、郵便物の所在、届いたかどうかまでを確認できるようにしております。

次のポツです。9月6日に、健康政策部と子ども・福祉政策部の全職員を対象に、個人情報の適切な取扱いについての研修を開催しました。また次のポツですが、個人情報を含む文書を発送する際には、複数人で声を出して読み合わせを行うことを徹底し、また作業のチェックポイントなどをまとめた手順書を作成して、職員に周知しております。

最後に委託先での誤送付の事案ですが、読み合わせを含む手順は、委託先で明示されておりましたが、一部実施がされていない部分もありましたので、先ほど申し上げた本課における確認手順を説明し、改善を確認しまして、それ以降の作業については改善されたことを確認しております。本件に限らず、委託業務におきましては委託先との緊密な連携を図り、適切な事業の実施に努めてまいります。

今後は万が一ミスが発生しても、作業のプロセスで見逃しできる仕組みを構築して、個人情報の管理を徹底し、県民の皆様方からの信頼回復に努めてまいります。

報告事項は以上です。

◎西森(雅)委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 業者からすると、5,121件という件数で、さらに登録者証が加わって一定の期限までにやらないといけないという状況もあったかと思うんですけれども、手順が増える

ということで、県から委託先への委託料が増えるということはないですか。

◎川内医監兼健康対策課長 従来と違って、登録者証の封入も追加されますので、一定業務量が増となることを契約前から協議をして、必要な人員を算定していただいて、それに見合う委託料を支払うことで合意をし、またこの業務が発生してからも、随時進捗段階ごとに、委託先と協議をして確認をしながら進めてまいりました。

◎塚地委員 再発防止策のところ特定記録郵便によって発送するのは、個人情報保護する観点から大事な取組になると思うんですけど、特定記録郵便にするということは、郵便料金として金額的には張ってくるだろうということで、予算的にどういう措置がされるのか。個人情報を取り扱っているものは、県庁では物すごく多いわけです。他部局も含めて個人情報を取り扱う場合の対応として、特定記録郵便に切替えていく議論になっているのでしょうか。

◎川内医監兼健康対策課長 特定記録郵便ですけれども、最初の（１）の事案が判明したのが8月上旬ですけれども、8月15日以降は原則として特定記録郵便で発送するようにしました。ただ、今回の（４）の登録者証またはその受給者証の発送については、事務が煩雑になることと、予算上の問題もあって、今年度は普通郵便で送っています。それ以外は、予算の範囲内で特定記録郵便にしております。個人情報が、かなり機微なものについては、簡易書留などで送付する分もございます。

全庁的に個人情報を送付する郵便物が多いので、一定予算面も含めてどうするかは、総務部で検討されていると聞いております。また全庁的な一律の取扱いについての指示は現時点ではありませんけれども、今回の事案もありますので、来年度については、予算要求の段階では、特定記録郵便に切替えていくことを見積りを始めているところです。

◎塚地委員 別の部局でも、どこでなくなったのかが分からない事例もあつたりするので、大事なことと思っています。洗い出しといった対応が必要という議論は、ぜひ庁内で揉んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

◎西森（雅）委員長 余裕を持ってやれるような体制をつくっていただければと思います。やはり、余裕がないと間違える確率も上がってくると思いますので、委託業者とのやり取りもそうですけれども、健康政策部で発送するものにおいても、ある程度の余裕を持ちながらやっていくことが間違いをなくしていくことにつながっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

#### 《子ども・福祉政策部》

◎西森（雅）委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西森子ども・福祉政策部長 総括の御説明をさせていただきます前に、本年8月に須崎福祉保健所において起きました、個人情報誤送付につきまして、関係の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。

子ども・福祉政策部では本年4月以降このような事態が続いております。原因も幾つか見てみたんですけども、やはり本来やらないといけない手順が抜かっているところも多く出ておまして、個人情報という大事なものを扱っているという職員の意識も大事であろうと思っております。そういうこともありまして、先月、部独自で教材もつくりまして、個人情報保護に関する研修会を開催いたしました。この研修は、事後に動画視聴もできるようにしておまして、部内の全職員で受講をすることにしております。

また生活保護に関する書類の発送事務につきましても改めて業務を洗い出しまして、統一マニュアルを作成して、チェックを徹底してまいりたいと考えています。こうした再発防止に向けた努力を今後も続けてまいりたいと考えております。本当に申し訳ございませんでした。

本件につきましては、報告事項として提出をさせていただいておりますので、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたします。

それでは総括の御説明をさせていただきます。子ども・福祉政策部が提出しております議案は、一般会計補正予算議案と母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算議案の2件でございます。また報告事項が2件ございます。

まず令和6年度一般会計補正予算の御説明をいたします。補正予算総括表ですが、総額1,495万2,000円の増額補正をお願いするものです。今回の一般会計補正予算は、「共働き・子育て」を県民運動として盛り上げ、県全体で機運の醸成を図るための意識啓発の県内向けプロモーション活動に要する経費を計上しております。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算の御説明をいたします。補正予算総括表です。母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金が当初の見込みを上回ったことなどにより、不足が見込まれます1,200万円の増額補正をお願いするものです。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項といたしまして2件ございます。1つ目は、仮称でございますけれども、高知県手話言語条例について。2つ目は、個人情報を含む文書の誤送付についてでございます。こちらも詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、当部で所管をしております審議会等の開催状況でございます。令和6年6月危機管理文化厚生委員会以降に開催されました審議会は、右端の欄に令和6年9月と記載をしております、高知県社会福祉審議会など8件でございます。審議会等につきましては、一

覧表に主な審議項目決定事項等について、また、審議会等を構成する委員の名簿を、7ページ以降に添付してございますので御確認をお願いします。

私からの説明は以上です。

#### 〈子ども家庭課〉

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

議案説明書右側の説明欄、貸付事業費につきましては、母子父子及び寡婦の家庭に対しまして、修学資金や技能習得資金など各種の貸付けを行うものです。当初予算額の3,100万円に対しまして、見込みを上回る貸付けが見込まれることから、不足となる1,200万円の増額をお願いするものです。

不足となる主な理由としましては、子供が高校や大学等に修学するために必要な修学資金について、見込みを上回る貸付申請があったこと。また、今後年度末にかけて申請が多くなる子供の入学に必要な入学金や被服等の購入のための就学支度資金について、申請の増加が見込まれるためです。

なお、修学資金につきましては、大学等卒業までの最大6年間の貸付決定を行います。そのため、次のページの債務負担行為につきましても、当初支出予定額3,340万2,000円から、不足が見込まれます100万円を増額し、3,440万2,000円に変更しております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

#### 〈人権・男女共同参画課〉

◎西森（雅）委員長 次に、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 令和6年度一般会計補正予算案について説明させていただきます。今回、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた県内向けプロモーションを展開するための経費として、1,495万2,000円の増額をお願いしております。

目的を御覧ください。人口減少対策の取組として、若年人口の増加に向けて、今年度、総合企画部において、若年女性100人の方を対象に意識調査を実施しており、その調査結果を踏まえ、県内の固定的な性別役割分担意識の解消に向けた情報発信を、ターゲットごとに一層強力に進めてまいります。

目指す姿は2つあります。1つ目は、若者や女性の多様な価値観が尊重され、活躍でき

る高知県。2つ目に、「共働き・共育て」をさらに推進し、安心して育児ができる高知県です。9月2日には、知事と市町村長、経済団体や各種業界のトップの方々と、「共働き・共育て」推進のこうち共同宣言を実施したところです。このプロモーションにより、男性の育休取得を進めることを原動力に、男女間で家事や育児の負担や喜びを分かち合う「共働き・共育て」の生活スタイルを定着させることにつなげまして、社会全体の機運を醸成していきたいと考えております。

そのため、ターゲット別にプロモーションを展開してまいります。下半分の左側に、先ほどの若年女性の意識調査でいただいた御意見を記載しております。

上段ですが、就職に当たり県外に転出された理由として、育児支援に関する制度や社員の理解が進んでいる企業を希望しているから、といった御意見がありました。そのため、県内企業、特に経営者層の方に向けて、男性の育休取得をもっと当たり前にすることをテーマに、例えばトップの方から育休の有効性を語っていただく動画を制作し、テレビCMで幅広く広報するとともに、経営者層の方々は新聞を購読されている方も多いと見込まれますことから、新聞などを活用した啓発を行います。

次に中段ですが、県内に居住している方から、料理や育児は女性がするものといった固定観念があると感じる、といった御意見がありました。そのため、地域や子育て世代の親にあたる世代に向けては、多様化する価値観が認められることをテーマに、例えば性別にかかわらず県内で活躍の場があることや、子育てを地域や社会全体で支えていくことを伝える動画を制作し、テレビCMや、先ほどの経営者層と同じく年齢が比較的高めの子育て世代の親世代の方向けに新聞などを活用した啓発を行います。

最後に下段ですが、県内外の方が子育てや結婚に対する思いについて、趣味や仕事への制約がかかることを懸念している、といった御意見がありました。そのため子育て世代向けに、「共働き・共育て」の実践を後押しすることをテーマとして、例えば家庭内で男性の家事や育児の参画を進めることで家族間のコミュニケーションを増やしてもらい、大変さだけでなく楽しさも家族間で分け合ってもらえる動画を制作し、若者はテレビや新聞よりもSNSで情報収集することが多いと思われるので、主にSNSを中心に意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

また記載はありませんが、移住促進課による県外向けのプロモーションでは、県内の若者に向けても多様な価値観を伝えるため、実際に県内で生き生き活躍している若者のリアルな姿を紹介する動画を発信する予定です。

このように、意識啓発を届けたいターゲットに合わせて動画を8本制作し、効果的な啓発に向けて広報媒体を工夫しながら、1月にはプロモーションを開始しまして機運の醸成を図ってまいります。

補正予算案についての説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎土居委員 今回3つの層にターゲットを絞ってプロモーションをかけていくということですが、この固定的な性別役割分担意識の解消ということで、一方では元気な未来創造戦略の一環としてもやられている。それは人口減少対策であり、そのために「共働き・共育て」といった宣言をしてやっていくわけですが、このプロモーションの効果を継続的に発現させていくためには、子育て世代に至るまでの若い方々に、こういったプロモーションをかけていくことも必要ではないかと思えます。そうすることでより若者が地元に残ったり、あるいはこういった運動もしていることで高知へ戻ってくるといった機運も上がってくるのではないかと思うんですけれど、その辺どう考えておられるんですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 若い方、結婚する前の世代の方、それから女性に向けては、移住促進課の県外向けプロモーションとあわせて、活躍する女性の動画を作成して、県内向けにもプロモーションをしていただくようになっていきます。

◎土居委員 それは、共働き・共育ての視点も含まれているプロモーションになっていきますか。

◎市村人権・男女共同参画課長 両立支援の面も含めて、活躍できる企業も含めますので、共働き・共育てにつながるようなプロモーションになります。

◎土居委員 教育現場の中で、こういったことを訴えていくために教育委員会とも連携していく考え等はありませんか。

◎市村人権・男女共同参画課長 まだ未契約なので、どんなところで具体的な啓発活動をするかは検討中ではありますが、そういった視点も含めて検討していきたいと思えます。

◎畠中委員 私も子育てしてきましたけれども、料理や育児は女性がするものと全く思ったこともないですし、自分も自ら進んでやってきました。いろんなヒアリング結果が出ていますけれども、今は大分、女性だけがやるということもなくなっていると思えます。あと企業の経営者層に、男性の育児休業取得をもっと当たり前ということですが、もちろん取れるようになればいいと思うんですけれども、業態によっては取れる業態と取れない業態がありますし、会社の規模にもよります。例えば男性の営業マンでその人が動かないと会社の売上げを立てれないこともあります。そういった企業に対しては、どのようにアプローチしていくおつもりか、お考えをお聞かせください。

◎市村人権・男女共同参画課長 育休取得については国もいろんな制度緩和をされてきていまして、今は産後パパ育休という形で、何回かに分けて、仕事を調整しながら取得期間を調整したり、仕事もしながら育児休業が取れる制度もありますので、そうしたところを活用していただきながら、工夫をして、育休を取っていただいて、仕事との兼ね合いも調整をしていただくことで進めていきたいと思えます。

◎畠中委員 そうできればいいんですけれども、経営トップに自己主張される社員も大分

増えてきていますので、育児休業を取得するようになったときになかなか会社が回らない現状もあります。そのあたりもしっかり考えていただいて、いろんな側面がありますので、そういうこともしっかり周知していただけたら全てがうまく回るのではないかと思いますので、もう少し深く考えていただきたいと思います。

◎西森子ども・福祉政策部長 委員のおっしゃるところもあると思います。大きな意味では、共働き・共育で、男性の育児休業が取れる環境にしましょうと訴えていくんですけど、やはり小さな会社は代替要員の問題があると思いますので、大きなところで意識啓発をしつつ、実際に会社が取れるようにするには、いろんな休暇制度でありますとか、補助金とかを使ってもらおうといったこともあわせてやらないといけないと思います。その部分については、商工労働部でも手厚いメニューがあると思います。こういった大きなプロモーションも息の長い取組になるかもしれませんので、そういったところは商工労働部と連携して進めてまいりたいと考えております。

◎西内委員 関連です。このプロモーションの目的と目指す姿は、我々はここで説明受けているので、大変理解するところではありますが、それをターゲットの3つに発信したときに、企業には畠中委員が言うような課題があります。ここで目指す姿が、企業にとってどういうプラスになるか、インセンティブの部分がしっかり見えてこないと取組としてなかなかうまくいかないのではないかと思います。例えばこの動画イメージ作成例だと、ここで見えるものについては目指す姿の部分の話であって、企業側として高知県の経済界にどんなふうになるかについては、この情報量ではなかなか伝わりにくい部分がある。補助制度の話もそうですけれども、経営側にとってのメリットをもう少ししっかり説明を尽くすようなアプローチが必要ではないかと思うんですが、そのあたりどうですか。

◎西森子ども・福祉政策部長 共働き・共育について、先日県内企業の代表者に集まっていたきまして、共同宣言をしたところです。今後その共同宣言を受けた企業に、県の各部長が、直接参加団体のトップのところに行って、こういうことで男性育休の促進を進めていくとか共働き・共育を進めていくというお話をさせてもらうように調整をしておるところです。その際に、育休も取って、将来的にはこういう社会を目指していくし、会社も男性が育児休業を取れるようになると、それを目指してその会社に入ってくる若い方もいらっしゃると思います。そういった会社へのメリットや、こうした社会をともにつくっていきましょうという共感もとれるように取り組んでいきたいと準備をしております。

◎西内委員 しっかりと取り組んでいただければと思います。

◎坂本委員 この若者女性へのヒアリング結果を踏まえてターゲットや動画のイメージを描かれているんですけど。高知県が7月に本県の人口減少における課題分析を出されていて、女性の流出は固定的性別分担役割意識や地域の因習が原因かということで分析され

ているんですけれども、その中で生活の各場面で、性別による役割意識を感じたかどうかで、特に男女の格差が大きいものとして、職場で来客にお茶を出すというのは20ポイントぐらいある。職場環境の中で、意識される場面をどう捉えるかも経営者に分かってもらって、社内風土を変えていくことも必要ではないか。育休取得をもっと当たり前にとすることも大事ですけれども、それよりもっと身近に職場の場面で感じておられるところを変えていくことも必要ではないのかと思っていますけれども、そこら辺はどんな議論をされたのか。

もう1つは、今回プロモーション動画を制作して、実際CMやYouTubeへ流すときに、描かれた動画が偏見に満ちていないかというチェックはどこがやるのか。どこかでチェックした上で、公にしていく必要があるかと思うんですけれども、その辺はどう考えられているかお聞きしたいと思います。

◎市村人権・男女共同参画課長 今回3つのターゲット別に動画を作成するようにしているんですけれども、共通する内容として、性別役割分担意識というところで、先ほどお話があったように女性に求められる役割として掃除だけということが、多様な価値観を認められていない形で、若い女性が受け止めているところがあると思いますので、共通する内容の動画もつくった上で、啓発していきたいと思っています。

つくった動画をどのようにチェックするかですけれど、関係部局や関係機関にも御助言いただきながら、放送前にチェックをかけていきたいと思っています。

◎坂本委員 委託先に任せきりにしないで、十分チェックされて、より啓発につながるようなものにしていただきたいと思っています。

さきほど言われた多様な価値観ということで、地域親世代よりも、むしろ企業の風土になってくると思ったので、企業のテーマが、男性の育児休業取得をもっと当たり前ということだけではなくて、職場の風土をどう捉えるかも、テーマにされたらどうかと思いました。アンケート結果から考えたときにそう思ったので言わせてもらいました。今回はこういう絞り方ですのでいいですけれども、職場の男女雇用機会均等ということを含めて、意識の面でまだ全然変わってないところがあると思いますので、そのこともあわせて申し添えておきたいと思っています。

◎畠中委員 部長から説明があったんですけれども、商工会等と話もすると言われたんですけれども、商工会議所と商工会のどちらでしょうか。

◎西森子ども・福祉政策部長 商工労働部に確認しますけれども、幅広いところに声をかけていきたいと思っています。今入っていないなくても、さらに協力を呼びかけるところを、商工労働部とも相談して増やしていきたいと思っています。

◎畠中委員 商工会議所は高知市など市にあります、商工会は郡部にあり、中小零細企業がほとんどになりますので、そのあたりの声をぜひ拾い上げていただきたい。

建設業についても、建設業協会とお話もされると思うんですけども、建設業協会に入っていない建設事業者は結構あります。そういうところは、従業員も少ないので、なかなか建設業協会に入れていないんですけども、そういったところの声も拾えるようにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎塚地委員 フランスと比べると、年間300時間以上労働時間が長いのが日本の現状です。もともとはそういうところから変わっていかないと、先ほどおっしゃったようないろんな問題が出てくるので、やっと人口減少という切り口で、皆さんの問題意識になってきたというのが私の感想です。先ほど坂本委員がおっしゃったことも私はすごく大事な指摘と思うんです。これを出してきたのが、少子化対策として出てきたのではなく、人権・男女共同参画課としては、女性の人権問題、多様な価値観をどう尊重する社会にするかということが一番進めている課として出してきたものにしないといけないと思います。その点で、先ほど企業への動画のイメージが、育休にだけ焦点が当たっていることでいいのかという問題意識は持っています。先ほどおっしゃった、職場の中での女性の人権がどう守られているか、守るべきかということもないと、単純に育休に焦点を当てたものでいいのかというのは、練り直してもらえたらという思いは持っています。議論をしていただかないといけないと思っているんですけども、そこはどんな議論になったのでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 今回共働き・共育てを進める視点自体は、仕事をする時間は、それほど男女間に差が少ないものの、調査結果では家庭内で女性が家事育児に携わる時間が男性の3倍近く多いこともありまして、家庭内での役割分担をいろんな面から見直してもらえるきっかけを、まずは男性育休から入っていったらというところで、企業側に育休を進めてほしいというPRをしていきたいと考えています。

それとは別に、男女共同参画という視点では、現在、意識調査もしていますので、調査結果が出てきましたら、家庭内や職場でも、男女共同参画の取組をどのように進めていくか考えていきたいと思っています。

◎塚地委員 やはり人口減少対策としての意識づけではないものにしていかないといけないと思うんです。その中で若い女性の言葉を聞いて対応策を考えてきて、その当事者の思いから意識啓発の必要性がここで書かれている。このターゲット別のことは、それぞれ具体的に予算化されたものと思うんですけど、実はこの意識啓発の中の多様性が、すごく大事になってくると思うので、ぜひその点は県政全体としてさらに推し進めていただけるようお願いしておきたいと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、子ども・福祉政策部から2件の報告を行いたい旨の申出が  
あっておりますので、これを受けることにいたします。

まず、高知県手話言語条例（仮称）について、障害福祉課の説明を求めます。

◎森木障害福祉課長 仮称ではございますが、高知県手話言語条例について、御説明をさ  
せていただきます。

上段左側、言語としての手話に係る現状には、条例制定が必要な背景などを記載させて  
いただいております。手話は聞こえる人にとっての音声言語と同様に、音声がかたや、  
あるいは聞こえにくい人にとって、思考や感情、コミュニケーションの基盤となる言語で  
あって、日常生活を営む上で必要不可欠なものでございます。

障害者基本法では、障害のある人が言語や意思疎通のための手段について選択の機会が  
確保されることが基本理念としてうたわれておりますが、その中で、「言語（手話を含む。）」  
と規定されております。

しかしながら、手話が言語であるという認識は、県民にまだ普及しておらず、社会の中  
で手話を言語として使える環境や、習得する機会が十分に整備されていない状況がござい  
ます。そのため、地域社会におきまして、手話を日常的に使っていただける聾者の方は、外  
出時や就労の際、手話を安心して使用することができなかつたり、災害時に必要な情報を  
取得できないなど、日常生活の多くの場面で不安を感じられている現状がござい  
ます。

このため、矢印の右側になりますが、言語としての手話の認識の普及、手話の習得の機  
会の確保、手話を使用しやすい環境の整備に関する条例を新たに制定しようとするもので  
す。

その下に、参考で書かせていただいておりますが、既に全国では38の都道府県で、県内  
では11市町村が手話言語に関する条例を策定しておりまして、それぞれの地域で取組が進め  
られております。手話を言語として普及させていく取組を県内全域で進めていくためには、  
県条例での取組の位置づけが必要と考えております。

次に、中段は条例案の概要になります。第1条から第7条までは、条例の基本的な部分  
として、目的や定義、基本理念、県の責務や、県民・事業者の役割等を定める予定にして  
おります。

目的では、手話が言語であるという認識に基づいて、手話の普及等に関し、基本理念を  
定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等に関す  
る施策の基本となる事項を定め、聾者を含む全ての県民が共生することのできる地域社会  
を実現することを目的としております。

基本理念では、全ての県民が、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるという認  
識のもと、手話の普及等を図ることとしております。

そのほか、県の責務としては、手話の普及等に必要な施策を策定し、推進する責務を有

することや、県民の役割として、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解を深めるといふこと。事業者の役割としては、手話、その他、聾者が利用しやすいサービスの提供に努めることなどを定める予定にしております。

下段、左下の第8条、施策の策定及び推進では、条例に基づく取組の実効性を担保するため、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を本県の障害者施策の基本的方向を示しております障害者計画に位置づけ、総合的かつ計画的に推進することとしております。

また、施策の推進に当たっては、聾者や手話通訳者などの関係者の意見を聞くための協議の場を設けること、そして協議の場でお聞きした意見を踏まえ、障害者計画の進捗状況を確認する役割を担っています、高知県障害者施策推進協議会の意見を聴くことを定めることを予定しております。

手話の普及等に関する基本的施策については、下段中央部分に記載しております、第9条から第14条までにおいて、手話を学ぶ機会の確保や学校における手話の普及、事業者への情報提供などの支援を定める予定にしております。条例に規定する基本的施策に基づき、下段、右側の施策案として、手話の普及や手話通訳者等の人材養成などの具体的な施策を進めていくこととしております。新たな取組としては、県民の皆様が手話を知り、学ぶことができる動画の配信や、県職員向けの研修の開催などを検討しているところです。

以上が、検討中の条例案の概要になります。

上段右側に、これまでの検討状況及び今後のスケジュールを記載させていただいております。条例の制定に向けた検討を行うため、本年2月から、関係団体へのヒアリングを実施した後、聴覚障害者団体や手話通訳者、教育関係者、事業者代表などから構成される条例検討委員会を6月に立ち上げました。これまでに2回、検討委員会を開催し、条例素案を作成しております。本日の委員会での御報告の後、11月までに2回検討委員会を開催し、条例案や条例に基づく施策について議論を深め、12月議会に条例案を上程できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。条例制定を契機としまして、言語としての手話の認識の普及等の取組を推進し、障害のある人もない人も安心して暮らせる高知県づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎西内委員 直接条例とは関係ないんですけども、文字の読めない方は聾者でどのぐらいおられますか。また、その年齢の割合の状況が分かれば、お答えできますか。

◎森木障害福祉課長 聴覚障害のある方で、身体障害者手帳を持っておられる方は、令和6年3月末時点で2,300人いらっしゃいます。その中で、文字が読めないという形では分からないんですが、日常会話について主に手話を使ってコミュニケーションを取られている方が、65歳以上で4.3%、65歳未満では25%という国のアンケート結果がございます。これ

を当てはめると、大体200人ぐらいが、手話で日常会話を意思疎通される方になろうかと思えます。

◎西内委員 この条例の意義は大変理解するところで、彼らが思考、感情及びコミュニケーションの基盤として、非常に大切にされておるものだ。そして、条例としてほしいという議論が長らく続いておったことも理解しております。それは、健常者にも手話のことを知っていただいて、またコミュニケーションを取るために使っていただきたい思いが根本にあったと思うんですけれども、その本質が聾者以外の方と必要なコミュニケーションを取ることにポイントがあるのだとしたら、コミュニケーションを確立する手段は、手話以外にもデジタル化の技術があるわけで、この条例を進めることと並行して、引き続きデジタル技術によって彼らの意思伝達手段について、本質的な目的が達成されるようなお手伝いをやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎塚地委員 38都道府県が先行していて、やっ和高知県も皆さん待望の条例ができると思うんですけれど、遅くつくったことで他県の条例から学ぶことや、関係団体からの御意見を聞いたりして、特徴的、先進的なものであるという評価はありますか。

◎森木障害福祉課長 検討会の中で、各委員の御意見もお聞きしております、県の責務であったり、取組のところの規定ぶりとして努めるということではなくて、もっと強い書きぶりで表現していただきたいという御意見をいただいておりますので、他県の条文なども見させていただいて、積極性のある規定ぶりを検討させていただいているところです。

あと第8条のところ御説明をしましたが、施策の推進で、やはり当事者であります聾者、手話通訳者などの関係者の意見をお聞きして、施策に反映していくことが必要だという委員の意見もありまして、こちらについて協議の場の設置も盛り込んでいくように考えております。

◎塚地委員 当事者の意見を聞いたもので練り上げていくことはすごく大事ですので、その視点で今後も条例づくりに携わっていただきたい。条例に基づく施策の具体化もぜひ、当事者の御意見を十分踏まえた上で展開していけるように。条例ができたことによって、一定の予算措置の裏づけができると考えていいでしょうか。

◎森木障害福祉課長 条文の中には一部財政的な措置という規定を入れることを検討しております。予算の確保に努めるという規定ぶりになると思いますが、そういう条項も入れたいと考えています。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

次に、個人情報含む文書の誤送付について、福祉指導課の説明を求めます。

◎山岡福祉指導課長 個人情報を含む文書の誤送付につきまして、御報告します。まず、須崎福祉保健所において、生活保護に関する個人情報の誤送付が1件発生しました。

事案は、生活保護の医療扶助の決定のために、福祉保健所が生活保護受給者の受診している医療機関に送付する病状調査に関する文書を、8月7日に誤って別の医療機関に送付したものです。

8月13日、送付を受けた医療機関から受診歴のない方の調査票が届いたと連絡があり、誤送付が判明しました。記載されていた個人情報、氏名、性別、生年月日、年齢、生活保護受給中で医療機関に通院中ということでございます。

原因としまして、7月末に25の医療機関に72名分の調査票を送付した際に、1名の調査票の氏名を間違えて入力していたため、医療機関から修正、再送付の依頼がありました。これを受けて調査票を再送付した際に、担当ケースワーカーが一覧表と突合せず、別の医療機関に誤送付したものです。

情報を流出させてしまった方への説明及び謝罪は8月16日に行い、了解をいただいております。

再発防止策としましては、今後こうした事態が生じないように、福祉保健所の生活保護に関する発送業務について、全ての業務ごとに事務マニュアルとチェックリストを作成し、手順の統一とチェック体制の確立を図ることとしました。また、9月6日には、部内の全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修会を開催し、具体的な事案をもとに、個人情報の取扱いの重要性、誤送付の原因分析、再発防止策について改めて周知徹底を図りました。当日受講できなかった職員も、10月末までに研修動画を視聴し、全職員が受講したことを確認することとしています。

次に、2中央東福祉保健所の事案です。8月7日の危機管理文化厚生委員会において、確認中となっていた件についてです。

8月6日の時点では、J医療機関に1名分の要件が届いていなかったため、中央東福祉保健所において、引き続き確認作業を行っておりましたけれども、調査の結果、未送付であることが判明いたしました。全ての送付先に3回にわたり確認しましたが、J医療機関宛ての医療券等の混入がなかったことなどから、そのように判断したものです。

この事案についても、先ほど御説明しました、事務マニュアルとチェックリストにより、確実な事務処理を行うことで再発防止に努めてまいります。

今回御報告させていただきました件につきましては、大事な個人情報の取扱いとしては誠に不適切であり、誠に申し訳ございません。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

質疑を終わります。

以上で、福祉指導課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時とします。

(昼食のため休憩 11時51分～12時57分)

◎西森（雅）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 《文化生活部》

◎西森（雅）委員長 文化生活部について行います。

それでは議案についての、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎池上文化生活部長 それでは、9月議会への提出議案などについて、総括説明を申し上げます。

まず、令和6年度一般会計補正予算について御説明いたします。文化生活部補正予算総括表を御覧ください。

まず、文化国際課につきましては、本県出身の森小弁氏と深い御縁のあるミクロネシア連邦へ寄贈する重機の修繕及び移送に係る経費を支援するため、431万2,000円の増額をお願いするものです。

次に、歴史文化財課につきましては、県発注の地質調査業務に係る独占禁止法違反業者に対して、契約書に基づき請求した違約金及び賠償金の受入れと、それに伴う国費の返還を行うため、37万9,000円の増額をお願いするものです。これによりまして、部全体では、469万1,000円の増額補正をお願いしております。

次に、条例その他議案について御説明いたします。議案目録を御覧ください。赤枠で囲んでおります第10号から第13号及び第17号の5つの条例議案が当部に係るものです。これは、近年の物価高騰や賃金水準の上昇などの影響により、県民文化ホール、美術館などの県立文化施設や、高知城といった指定管理施設の運営費が増加していることを踏まえ、利用料金等を見直すことに伴う、施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、議決を求めるものです。

続きまして、報告事項につきましては、文化国際課から、県立美術館所蔵作品の贋作疑いにつきまして発覚の経緯や、これまでの対応などを御報告させていただきます。なお、各議案及び報告事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明を申し上げます。

最後に、文化生活部が所管をしております審議会の開催予定などについて御報告いたします。令和6年度各種審議会の開催予定についてを御覧ください。各審議会の開催予定日

や、主な審議項目などを記載しています。なお、前回の委員会以降に開催いたしました審議会につきましては、委員の名簿を5ページ以降に掲載をしておりますので、御参照いただければと思います。今後の開催状況などにつきましても、随時御報告をさせていただきます。

私からの説明は以上です。

### 〈文化国際課〉

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

文化国際課の説明を求めます。

◎澤村文化国際課長 当課からは、補正予算議案と、3つの県立文化施設の利用料金の改定に関する議案について御説明をします。

まず、補正予算議案ですが、1ページの右側説明欄を御覧ください。1国際交流推進事業費です。国際交流推進事業費補助金431万2,000円は、本県出身の森小弁氏を御縁に友好交流が続いています、ミクロネシア連邦に暮らす人々の生活環境の改善を図ることを目的に実施するもので、ミクロネシアのチューク州の公共事業で使用する重機寄贈に要する予算です。

一部、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金の活用を計画していますので、次の2ページの歳入で、こうちふるさと寄附金132万5,000円を計上しております。

事業の内容につきまして、3ページで御説明をさせていただきます。まず、経緯です。今年1月に、日本とミクロネシア連邦の国交樹立35周年を記念した県訪問団を派遣しました。その際にミクロネシア連邦チューク州知事から本県の濱田知事に、道路整備用の中古重機の支援要請がございました。そこで、県内の建設事業者提供可能な重機を照会した結果、3台の提供申出がありました。ミクロネシア連邦大統領に、重機提供に係る協力要請をした上で、その重機の修繕や移送に係る費用を民間事業者に補助し、ミクロネシアに重機を寄贈しようと考えております。スケジュールは11月からクラウドファンディングを開始し、来年1月に重機の修繕、3月に移送を予定しております。

次に、条例その他議案を御説明いたします。4ページの目録です。第10号議案から第12号議案までが当課所管の3つの県立文化施設である、県民文化ホール、美術館、文学館の施設利用料金の改定に関する議案です。それぞれの議案につきましては、別途資料により御説明をします。

5ページです。県立文化施設の利用料金改定につきましては、近年の物価高騰や賃金水準の上昇などの影響により、指定管理施設の運営費が増加していることを踏まえ、将来にわたって指定管理施設が安定的に運営していけるよう利用料金等の基準額を令和7年4月1日で改定しようとするものです。

料金改定の考え方としまして、観覧料及び使用料等収入の利用者負担と、各館の管理代

行料である県負担の比率を、物価高騰前の比率と同等になるように見直しを考えております。

左端の県立美術館を例にとりますと、平成28年度から30年度の当初予算平均で、支出額が約4億1,300万円、観覧料等収入と管理代行料の比率は18対82でした。令和6年度の当初予算では、全体の支出額が約4億4,400万円に増加し、観覧料等収入と管理代行料の比率は17対83となっています。

近年の物価高騰などの影響により施設の支出は増加しておりますし、管理代行料も増加しているため、利用料金を改定し、収入の確保に取り組みたいと考えております。文学館、県民文化ホールにつきましても、同様の考え方です。

料金改定の内容につきましては、当課所管の3施設について、常設展と企画展の料金値上げや、ホール、会議室などの使用料を一律10%値上げするものです。

説明は以上となります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 重機の修繕と搬送に係る補正予算ですけれども、オペレーターについてはどのようにお考えですか。

◎松本文化国際課企画監（国際交流担当） 人材育成につきましても、支援は必要と考えておまして、今後JICAのメニューを活用した人材育成ができないか検討しているところです。

◎岡本委員 オペレーターを送ることは必要であり、どんなことができるか検討中ということでしょうか。

◎松本文化国際課企画監（国際交流担当） そのとおりです。

◎岡本委員 条例で使用料等を値上げするという説明がありましたけれども、諸物価高騰の状況で、説明されている内容も分かるんですけれども、今の県民の暮らしを考えた場合に、値上げをすることによって、利用客が減少することを危惧します。そのあたりはどのように検討されたか教えていただけますか。

◎澤村文化国際課長 事前に施設側ともお話をさせていただき、施設側も利用料金の値上げにつきましては、今の御時世でやむを得ないかもしれないと。ただ、利用料金を上げて、利用者が少なくなってしまうと収入が減ってしまいます。今回同時に管理代行料の見直しも考えており、結果として収入が減って管理代行料も減ることになりますと、施設としても運営が難しいという危惧の声は聞いております。その辺につきましても施設の思いは受け止めて、総務部にもお話をさせていただいておりますし、毎年柔軟に御検討いただけると聞いております。

◎岡本委員 管理代行料は最低賃金が上がったことで、運営に必要な部分は、きちっと出さないといけないと思うんです。ただ、公共施設の利用料金の値上げで危惧するのは県民

の足が遠のくこと。文化、芸術に触れる機会が少なくなるのではないかという部分でも大変心配です。諸物価高騰で県民の暮らしは大変で、1円でも2円でも安い買物をする、半額セールを追いかけるとというのが県民の生活です。そういう場面を見た場合に、やはり公共施設については、設置者である県がしっかりと予算化して保障をしていく立場に立たなければならぬと思うんですけれども、そのあたりの議論はされましたか。

◎池上文化生活部長 文化施設等の利用料金の値上げについては、県全体で考えていて、利用者負担の増ではなく、管理代行料を県費で上げていくことで、負担していく方がいいのではないかという御意見はあるかと思っておりますけれども、もともと管理代行料自体が、県民の税金で御負担いただいているものになりますので、施設を利用されていない方も含めて、広く県民に負担をいただいております。これからも安定的に運営をしていくことであれば、そういったところの負担は少なくし、受益者の御負担について見直しをさせていただくという考え方です。

岡本委員がおっしゃるように、足が遠のくのではないか、文化に触れる機会が減るのではないかということは非常に心配ですので、館の魅力を上げていくことや、インセンティブを働かせる制度を総務部で考えています。そういった予算を周知し、館の魅力をアップするところに使っていただくことで、うまく回していければと思っています。県としても広報PRに力を尽くしていきたいと思っています。

◎岡本委員 議論も努力もされたと思うんですけれども、やはり文化や芸術というのは、県民の心を豊かにするものです。今本当に県民の暮らしが大変なときですから、それに寄り添った県政を運営するのが県の責任だと思います。公共料金の値上げも、本当に少なくするべきと思うんです。そういう部分もきちんと議論されているのか不安になるので、そのあたりはどうですか。

◎池上文化生活部長 その点について総務部からお話があった際に、もちろん部内でも議論をしております。また、主には文化財団との間でもお話をしていく中で、値上げをしなくてよいということになれば、一番よかったのかもしれませんが、物価高騰、人件費を上げなければいけない状況下であって、値上げについては施設にも御理解をいただいた。我々としてもどの部分を値上げするかという議論を何か月もかけてやってきまして、その中でこの結論を得たことで、館の魅力を上げて、より県民の皆様に、文化に触れていただく機会を確保していきたいと思っております。

◎坂本委員 このグラフで見ると、当初予算が4億4,400万円の支出額で、見直しをしても4億4,400万円になっています。ただその構成を物価高騰前の比率で観覧料18%、管理代行料82%という形にして、観覧料は上げるけれども、管理代行料は下げて4億4,400万円のままです。これで、物価高騰や人件費の高騰にどうやって対応するのですか。当初予算の中に、物価高騰や人件費の高騰分は入れていないから今回見直しをしたら、総額を

増やすためにどうするかというところが、このグラフで見えてこないですけど。

◎澤村文化国際課長 このグラフは計算の考え方を示したものでございますので、賃金上昇の部分は、実際に次年度予算を要求する際に、改めて財政課と協議していきたいと思っています。あくまでもこれは今回の料金改定額を比較するための数字を示したものになっております。

◎坂本委員 来年度当初予算の中では、この構成によってどう増額するかということですか。

◎澤村文化国際課長 そこは総務部と協議になってくると思いますけれども、そのように理解しております。

◎坂本委員 消費税で料金を上げた場合もあろうかと思うんですけども、料金改定をしたときに、観覧者数がどう推移したか分かりますか。

◎澤村文化国際課長 消費税の改定による利用料金の改定や、平成12年に料金改定をした結果、どういった観覧者数の推移だったか今お答えできる数字を持っておりませんので、改めて御説明させていただきます。

◎坂本委員 今回改定したことによって、観覧者が減ることが過去にもあるとしたら、そこは増やすための対策をセットで議論しておかなければならないと思いますので、後で教えていただけたらと思います。

例えば、高知県立県民文化ホールの、ホール使用料も10%増で料金改定されますけれども、来年4月以降に既に予約していることはありませんか。

◎澤村文化国際課長 委員がおっしゃられたように、来年4月以降の予約は入っておりますので、来年度以降の予約について、どう適用するかは今、各施設と協議をさせていただいています。

◎坂本委員 来年4月以降で予約している人は、現在の料金で算定した上で予約しているでしょうから、その料金がもし変わるとしたら、そういった方たちに予約の確認をするのか。また、既に申し込んだ人には、従前の使用料とするのか、その対応も丁寧にしなければいけないと思いますので、よろしくをお願いします。

◎西内委員 坂本委員もおっしゃっていましたが、改定以前に予約をしていた団体への料金の適用については、改定後を適用するというのであれば、ぜひ丁寧な対応をお願いします。

管理代行料の部分について燃油や資材、人件費が上がってきて変動があれば、その割合を維持しつつ随時見直していくということですか。つまり、来年もこの改定料金はバリエーションですか。

◎澤村文化国際課長 利用者に対する料金自体は、今回提示させていただいた料金改定でいきますけれども、実際年度ごとにいろんな物価の高騰や、人件費の高騰がありますので、

そういった状況については全体の管理代行料も含めて、その年度ごとに総務部と協議をさせていただきます。料金自体は今回御提案させていただいた料金で進めたいと思います。

◎西内委員 この料金比率を従前の平成28年から平成30年と同等にというのは非常に分かりやすいですけど、この使用料の割合は、もともとどういう算定根拠になりますか。

◎澤村文化国際課長 今回物価高騰前の基準にしたのが、近年の物価高騰が非常に影響が大きいということです。妥当かどうかということをおっしゃられていると思うんですけども、そこは支出全体で、そのときの観覧料と管理代行料の割合が、物価高騰前の割合で適正かどうかというところはあるんですけども、利用料金を計算するときに、どこかに目安を置かないといけないので、今回は物価高騰前の割合を基準として持たせていただいたところですよ。

◎西内委員 目安が必要であることは理解します。将来的にどういう文化施設にしていくかという議論の中で使用料の占める割合も、あわせて議論していかないといけないこともあると思いますので、その折にはぜひ早々に上げていただければと思います。

それとインセンティブの話がありましたけれども、一定使用料が増えた場合には、受託団体が使途をご自由にと理解でいいですか。

◎澤村文化国際課長 今後具体的な案は、総務部から示されると思いますけれども、私どもが所管しております文化財団につきましては、5年間の指定管理期間でございます。その間、1年目で収益がプラスになれば、その分を2年目の魅力的な企画に使う形になっております。ただ、最終年度5年目が終わり、収益に余りがあった場合は、県に返す形になっております。その部分が総務部との協議にはなりますけれども、施設側にメリットがある仕組みを考えていただけたらと思っています。

◎西内委員 財団の性格上、また契約の制約上、なかなか内部留保をそれほど持ち続けるのも適正でないという考え方だと思うんです。そういう中で経営者が、次の企画に回すことがいいのか、いろいろ難しいと思いますので、もっとチャレンジしてみたいと思える仕組みづくりを、ぜひよろしくをお願いします。

◎岡本委員 高知県立県民文化ホールの使用料の件ですけども、今回この議論するに当たって、文化団体の方たちの御意見はお聞きになっていますか。

◎澤村文化国際課長 私どもの所管である、美術館、文学館、県民文化ホールとは、何か月もかけて十分に議論しております。

◎岡本委員 利用者とは話をしていないということですか。

◎澤村文化国際課長 当課としては直接お話をしておりませんが、それぞれの施設側から、今回考えている料金改定であれば、こういったことが危惧されるという声は聞いております。

◎塚地委員 関連で。施設側から聞いたお話の中で、やはり懸念されることとして、利用

料、使用料が増えることによって、利用者が少なくなるのではないかという声が一番多かったということでしょうか。

◎澤村文化国際課長 実際に料金を値上げして、どれぐらい数が増えるか分からないんですが、料金が上がったときに、実際に来られる方の数が減ることは懸念されておりました。

◎塚地委員 予算説明のときに、収入が減った場合、7年度は増額をした予算にします。8年度以降は全体の金額として見直しますとお伺いしたと思うんですけども、そこは本末転倒ではないかと思うんです。県の施設としては、最大限県民の皆さんに利用していただくことを基本に考えていただきたいと思っています。例えば県立美術館でこの料金に変えたときに、これまでの利用実績からしてどれぐらい収入が増える計算でしょうか。

◎澤村文化国際課長 想定どおり利用された場合、400万円を少し超えるぐらいの増収見込みです。

◎塚地委員 それぞれの施設で試算していますか。

◎澤村文化国際課長 料金を値上げしても、想定どおり利用された場合に、どれぐらいの増収見込みがあるかは、それぞれの施設で計算しております。

◎塚地委員 お構いなかったら、教えていただきたい。

◎澤村文化国際課長 文学館につきましては、100万円を少し切るぐらいの増収見込みです。県民文化ホールにつきましては、1,000万円程度の増収見込みです。

◎塚地委員 県が負担できない金額ではないと思います。利用者個人にすると、物価が上がった中でぎりぎりの生活をしているので、そこへの配慮は考えたらどうかと思っています。すごく心配するのは県民文化ホールの部屋代だけではなくて、様々な備品も全部一律10%上げることになっていて、こういうところが文化活動をしている人たちにとっては重かったりする。県もせつかく県民が等しく利用しやすい環境整備のため文化芸術振興ビジョンもつくったので、できればその分は県の管理代行料で見ていただきたいということは、意見としてお伝えしておきたいと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、文化国際課を終わります。

#### 〈歴史文化財課〉

◎西森（雅）委員長 次に、歴史文化財課の説明を求めます。

◎中内歴史文化財課長 最初に、当課の補正予算について御説明します。資料の2ページをお願いします。

歳入について御説明します。3節、賠償金につきましては、県が発注しました地質調査業務に関して、公正取引委員会が、県内の測量、建設コンサルタント業者14社を認定した談合事案に関して、今年6月7日付で請求いたしました違約金及び賠償金に係る予算でご

ざいます。

当課につきましては、平成29年度に実施をいたしました、高知城の石垣修理に伴う地盤調査業務1件が該当しており、歳入予算として計上したものです。

次に、歳出について御説明します。3ページを御覧ください。償還金利子及び割引料でございます。具体的には右側の説明欄に記載の、1高知城保存管理費の国庫支出金精算返納金37万9,000円は、先ほど御説明いたしました違約金及び賠償金のうち、国の補助事業を受けて実施したものですので、この補助率に応じて返納する額を計上しており、歳入予算と同額です。

次に、条例その他議案を御説明させていただきます。4ページの議案目録を御覧ください。第13号議案及び第17号議案が、当課が所管しております高知県立歴史民俗資料館及び高知城天守懐徳館の施設利用料金の改定に関する議案です。それぞれの議案につきましては、別途資料により御説明させていただきます。5ページをお願いします。

県立歴史施設の利用料金改定につきましては、先ほどの文化国際課と同様に、近年の物価高騰や賃金水準の上昇などの影響によりまして、指定管理施設の運営費が増加していることを踏まえ、将来にわたって施設が安定的に運営していけるよう、利用料金等の基準額を令和7年4月1日付で改定しようとするものです。

なお、坂本龍馬記念館及び高知城歴史博物館につきましては、企画展のみの料金を改定しようとするもので、条例改正は伴わない改定となります。

料金改定の考え方を御覧ください。基本的な考え方としましては、観覧料及び使用料収入の利用者負担と、各館の管理代行料である県負担の比率を、物価高騰前の比率と同等になるよう見直したものです。

歴史民俗資料館を例に御説明します。中ほど左側、平成29年度から令和元年度の当初予算平均で、支出額は1億6,800万円となっており、入館料と収入と管理代行料の比率は、5対95でした。令和6年度の当初予算では、近年の物価高騰の影響などから、全体の支出額は約2億1,800万円に増加したところです。これによりまして、関連の収入と管理代行料の比率が4対96となったものです。このため、利用料金を改定させていただき収入確保に取り組み、従来との比率と同等となることを目標とするものです。

次に、高知県立都市公園条例の一部を改正する議案のうち、当課が所管します高知公園、高知城天守懐徳館の利用料金の改正につきまして御説明させていただきます。6ページです。

高知城天守懐徳館の利用料金改定につきましても、近年の物価高騰や、賃金水準の上昇などの影響によりまして、指定管理施設の運営が増加しているところです。この間も、入館者及び利用者の確保に努めてまいりました結果、利用料金収入と管理代行の比率は大きく変動したところはありませんが、指定管理者において職員の処遇改善や安定的な運営

費を確保することが施設の運営上必要という観点から、江戸時代から残る他県の古天守を持つ11城の入館料との均衡も図りながら検討したところです。それによりまして今回、消費税込み500円に改定しようとするものです。

以上で、当課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 入館料の値上げについてお聞きします。坂本龍馬記念館と高知城歴史博物館の常設展の値上げがなく、もう1つの歴史民俗資料館は常設展の料金改定がありますが、これはどう判断したらよいでしょうか。

◎中内歴史文化財課長 坂本龍馬記念館と高知城歴史博物館につきましては、企画展を実施している期間が長期にわたりますことから、この増収必要額について確保する観点から、企画展を改定したほうが現実的だという判断です。

次に、歴史民俗資料館につきましては、この2館と比べますと常設展の期間と内容も充実しておりますことから、常設展を改定させていただこうということで、検討させていただいたところです。

◎岡本委員 先ほど塚地委員からも質問がありましたけれども、この値上げによる3つの施設のそれぞれの影響額はどれぐらいになるんですか。

◎中内歴史文化財課長 施設ごとに御説明させていただきます。歴史民俗資料館につきましては約200万円、坂本龍馬記念館につきましては約2,000万円、高知城歴史博物館につきましては約300万円の増収を見込んでおります。

◎岡本委員 坂本龍馬記念館が特に突出していますけれども、企画展の入館者は結構多いですか。

◎中内歴史文化財課長 この歴史系の3施設の中で、最も利用者が多いのが坂本龍馬記念館でして、それに伴って管理経費も必要ですけれども、収入の見込みが立てられるということです。

◎岡本委員 物価高騰などによる管理経費の負担に対して、県としてもしっかりと支援すべきという考え方ですけれども、課長のお考えをお聞かせ願えますか。

◎中内歴史文化財課長 管理に必要な経費につきまして、物価高騰により増額していることから、一定の御負担はお願いしたいところです。一方でサービス、企画展内容も充実させていただいて、改定料金に見合う、そうした実感をしていただけるように、我々も施設とともに取り組んでいきたいと考えています。

◎坂本委員 過去に改定したときの入館者数の推移は分かれますか。

◎中内歴史文化財課長 歴史系の施設については、持ち合わせがないんですけれども、高知公園につきましては、平成26年4月1日に施行されました消費税の8%の改定の際は、前年度が26万807人の入館者数に対して、平成26年度は24万7,266人と減少したところです。

が、翌年の平成27年度には26万9,628人と回復して、その後もコロナ前までは30万人近くのお客様が来ていただいたところです。

◎坂本委員 歴史系の博物館の分も、消費税改定したときの数字で構いませんので、どういう推移をたどったかを教えてください。

◎中内歴史文化財課長 準備させていただきます。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、歴史文化財課を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、文化生活部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

高知県立美術館所蔵作品の贋作疑いについて、文化国際課の説明を求めます。

◎澤村文化国際課長 今年7月に発覚しました、県立美術館が所蔵する作品の贋作疑いにつきまして、これまでの経緯や現状について御報告をさせていただきます。

1ページです。贋作の疑いが持たれている作品は、ハインリヒ・カンペンドク作の少女と白鳥です。購入時の情報では1919年の制作とされており、縦69センチ、横99.3センチの油彩画油絵で、購入金額は税込みで1,800万円でした。

この作品は県立美術館での収蔵を目的に、平成8年度、県が購入したものです。

購入までの流れですが、県立美術館に収蔵しようとする美術資料につきましては、購入、寄贈、寄託にかかわらず、県立美術館の資料収集委員会にて調査審議し、県に意見を述べることとされております。

当該作品の購入につきましても、平成8年6月9日に開催されました資料収集委員会の審議において、異論なく了承されましたことから、翌月12日に県と購入先である株式会社名古屋画廊との間で美術品購入契約書を交わした後、同月23日に作品を納入し、月末に代金の支払いが完了しております。

次に、贋作の疑いの発覚までの経緯ですが、今年6月20日徳島県立近代美術館から、高知県立美術館に情報提供がございました。徳島県立近代美術館が所蔵する作品が贋作師として名の知られておりますドイツ出身のヴォルフガング・ベルトラッキによる贋作である疑いが発覚したことから、徳島県立近代美術館が情報収集をしておりましたところ、海外の報道機関のサイト上に掲載されたベルトラッキの贋作とされる作品画像の中に、少女と白鳥と思われるものが掲載されておりましたため、県立美術館に情報提供があったものです。その後7月に入りまして県立美術館から当課に連絡がございました。

贋作疑い発覚後、これまでの対応についてですが、まず購入先である名古屋画廊に対して、県立美術館より当該作品の来歴等に関して聞き取りを行いました。名古屋画廊は、世

界有数のオークションハウスであるクリスティーズで代理人を通じて落札し購入したと、また、クリスティーズのオークションカタログに掲載された情報以上の情報は持っていないことを確認しております。

なお、オークションカタログには画像サイズ、制作年、来歴のほか、専門家により真正性、本物であることが確認された旨が記載されております。

また、当該作品の真贋、本物か贋作かについては現在調査中でございます。その判断をするために、有効かつ客観的な方法として、顔料の科学的分析が挙げられます。生産年とされる1919年には使われていない成分が顔料に含まれているといった結果が出れば、贋作と判断する有効な証拠となります。この顔料の科学的分析につきましては専門家に現在依頼中で、来年1月頃にその結果が出る見込みです。

顔料の科学的分析の結果、贋作と判断された場合の法的対応につきましては、弁護士に法律相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 名古屋画廊が落札と書かれています。贋作と分かれば、ここに損害賠償をするということですか。

◎澤村文化国際課長 方法としましては、購入先である名古屋画廊に法的手段に出る前にまず話をさせていただきます。法的手段に出る場合には購入先である名古屋画廊になると思います。

◎岡本委員 名古屋画廊と裁判を起こすということですか。

◎澤村文化国際課長 実際に購入したときから年月も経過しておりますので、実際に裁判にしたときに、どれぐらいの裁判経費か、損害賠償としてどれだけの効果があるかを鑑み、弁護士と相談しながらどういった対応ができるか考えていきたいと思っております。

◎西内委員 参考に教えていただきたいんですけども、贋作と判明した場合は、その後、どんな取扱いになるんですか。

◎澤村文化国際課長 カンペンドクについては贋作になりますけれども、実際制作したベルトラッキの作品で、例えば海外の美術館では贋作ということを示して展示する事例もございます。そうすると決めたわけではないんですけども、他館ではそういう事例もございません。

◎西内委員 ピンチはチャンスということで、いろんなことを考えていただければと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、文化国際課を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

## 《公営企業局》

◎西森（雅）委員長 次に、公営企業局について行います。

それでは議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎澤田公営企業局長 公営企業局の提出議案ですけれども、電気事業、病院事業の各会計の補正予算議案2件と、条例議案1件です。

まず、資料の2ページです。補正予算の議案目録の上から4番目になりますが、第4号議案令和6年度高知県電気事業会計補正予算です。こちらは、杉田発電所に設置する発電機の固定子コイルの劣化に伴う更新に要する経費としまして、債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、その下の第5号議案令和6年度高知県病院事業会計補正予算です。こちらは、県立幡多けんみん病院におきまして、PCR検査装置1台を新たに整備するための増額補正予算をお願いするものです。

最後になりますが3ページ、条例その他の議案目録、第18号議案高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案です。料金徴収条例で引用いたします消費税法の規定が、税法の一括改正で改正されておりますことから、所要の整理を行うものです。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

私からの説明は以上です。

## 〈電気工水課〉

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 それでは当課から提案いたしました補正予算案について、御説明させていただきます。危機管理文化厚生委員会資料、令和6年9月定例会、議案参考資料の1ページをお願いします。

令和6年度高知県電気事業会計補正予算説明書の1債務負担行為に関する調書の表にあります、杉田発電所固定子更新の限度額5億1,788万円につきましては、物部川にあります杉田発電所の発電機で劣化が進行している固定子コイルを更新するための費用を計上するものです。更新内容について、具体的な説明をさせていただきますので次のページをお願いします。

資料上段左側、杉田発電所及び発電機固定子についてを御覧ください。杉田発電所では、最大使用水量40トン、最大出力1万1,500キロワットの水車発電機を設置しております。

その右の図、水車発電機の構造を御覧ください。水車発電機は、図の下半分にあります、水の力で回転する水車と、図の上半分の電気を発生させる発電機で構成されております。

発電機の中には、赤色で示しました回転子と呼ばれる巨大な電磁石と、その回転子を取り囲むように配置されている紫で示しました固定子が設置されており、この固定子は資料下段中央のコイル組立て過程の写真で御覧いただけますように、多数のコイルをつなぎ合わせてできております。今回更新しますのはこの固定子のコイルとなります。

資料上段右側に、今回の更新に至る経緯を整理させていただきました。杉田発電所の固定子コイルは、昭和34年度に運転開始後、平成2年度に実施した通算5回目の水車発電機オーバーホールの際に、コイルの巻き替え工事を行い更新しております。その後、2回のオーバーホールを経て、昨年度実施しました第8回目のオーバーホールで絶縁診断を行った際に、コイルの性能が劣化していることが判明し、固定子コイルを更新する必要があると判断したものです。

更新に当たっては、コイルの新規製作には約24か月が必要であり、工期を含めると令和6年度から令和8年度までの3か年で実施することとなるため、それに必要な債務負担行為をお願いするものです。

資料下段の今後のスケジュールと工事内容を御覧ください。今回の9月議会におきまして議決をいただきましたら、上段のとおり10月中に工事発注を行い、直ちに新規コイルの製作を開始したいと考えております。現地工事としましては、下段のとおり令和8年9月から開始し、分解、組立て、各種試験を行い、完工は令和9年3月を予定しております。

電気工水課からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 何十年かに1回は劣化が起こることは想定済みですか。

◎石原電気工水課長 杉田発電所については、30年で更新をしております。他の発電所につきましても、診断は行いまして、永瀬発電所は平成26年にあと何年もつかという劣化診断はしております。それを受けて、杉田発電所も次の更新に向けて劣化診断を行い、劣化が進んでいるという結果が出たということです。

◎岡本委員 定期的という考え方でよろしいですか。

◎石原電気工水課長 定期的です。

◎土居委員 令和8年から工事が始まるということで、この間の発電所自体はどうなるのかと、そのことに対する何かしら影響はどんな感じでしょうか。

◎石原電気工水課長 今回劣化が進んでいるという結果は出ましたが、現在は通常運転をさせていただいて、コイルができ次第、更新をしていきたいと考えております。

◎土居委員 コイル交換の半年間は機能的には維持できますか。

◎石原電気工水課長 それまではずっと運転はしています。

◎土居委員 それまでといたしますか、その半年間も発電所自体は動いているんですか。それとも一旦止めるんですか。

◎石原電気工水課長 工程に書いていますとおり、令和8年10月ぐらいからは発電停止で考えております。

◎土居委員 特に発電停止の影響はないんですか。

◎石原電気工水課長 今回の工程でいきますと、7か月の停止期間になっておりますが、実際の現地の取替え工事については5か月ぐらいを見込んでおまして、その間の発電ができないということで、多少減収にはなると思うんですが、それほど影響はないと考えております。

◎坂本委員 予定としてはこうですけども、ただ劣化が進行すると発電できなくなるといことで、場合によって発注しているものができ上がるまでに、劣化が進行し、早く停止してしまうこともないとは言えないということですか。

◎石原電気工水課長 今回診断した結果、保証はないんですが、メーカーによると最短でもコイルができるまで2か年かかることになっていきますので、その間は運転できると考えております。委員おっしゃられるように、途中で劣化ということはあると思いますが、コイルができるまではもつだろうと判断をしております。

◎西内委員 今回の議案の中に、未処分利益の積立金、引当金への振り分けの話がありました。例年電気事業は、未処分利益が3億円プラスマイナス1億円ぐらいの非常にいい調子できていると思うんですけども、令和10年までの経営戦略を見ますと、内部留保は令和10年に85億円。ただ、引当金等を引くと、多分その半分ぐらいが未処分利益として残ると思うんですけども、この部分について使い道の方針などの考えがあるんですか。

◎石原電気工水課長 内部留保につきましては、1つの発電所で何かあれば、何十億という修繕費用がかかかりますので、そのため内部留保でもって置かせていただきたいと考えております。今すぐに何かやるかと言われると、そこまでは検討できてない状況です。

◎西内委員 経営戦略には書いてないけれども、将来の大幅改修等で必要になるかもしれないことは念頭に置いておるといことですか。

◎石原電気工水課長 おっしゃるとおりです。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

#### 〈県立病院課〉

◎西森（雅）委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 それでは、当課からは提出議案2件につきまして、御説明をさせていただきます。まず補正予算議案です。資料1ページ、議案説明書の3補正予算内容の説明で御説明をさせていただきます。

上段、収入の表それから下段、支出の表とも、左から4列目、補正予定額の欄を御覧ください。これは、幡多けんみん病院におきまして、主に新型コロナウイルス感染症の診断

に用います検査装置を新たに1台購入するため、その経費として928万4,000円の増額補正をお願いするものです。

新たな検査装置購入の背景といたしましては、本年4月、改正感染症法が施行され、新興感染症が発生した際、または蔓延した際の対応力の強化が図られることとなりました。これに伴いまして、医療機関が行う設備の整備などに関し、国の財政支援が講じられることとなり、本県でも、新たな補助制度が創設されたところです。こうした動きを受けまして、幡多けんみん病院におきましてこの新たな補助制度を活用し、感染症への対応力を強化しようとするものです。

具体的には、現在、幡多けんみん病院が保有しております検査装置では、検査結果が得られるまでに最短で40分程度の時間を要しておりますが、新たに購入しようとする検査装置では20分程度で検査結果が得られるようになるといった利点がございまして、これによりまして診断の迅速化などを図ることが可能となるものです。

続きまして、条例議案について資料2ページ、議案説明書の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

県立病院におきまして、患者さんなどからいただく診療報酬などの料金の徴収に関して定めております、高知県営病院事業料金徴収条例の一部改正です。今回の条例改正は、消費税法の一部改正に伴いまして、消費税法に規定されております別表第1が、別表第2と改められておりますことから、条例中で引用している部分を改正しようとするものです。

条例の改正部分につきましては、料金の額について定めております第2条中の引用部分でして、大きく2か所です。

まず1か所目、新旧対照表中の両(1)の下線部分。それから、2か所目は資料3ページ、新旧対照表中の(4)の中ほどより少し下、下線部分となっています。

説明は以上です。

◎西森(雅)委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 先ほど言われたPCRの検査装置は、今朝審議した健康対策課が予算措置を講じている医療施設等設備整備費補助金を活用するものですか。

◎松井県立病院課長 おっしゃるとおりです。

◎西森(雅)委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

#### 《採決》

◎西森(雅)委員長 これより採決を行います。

今回は議案数11件で、予算議案4件、条例その他議案7件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号「令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「令和6年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「令和6年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 挙手多数であります。よって、第10号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 挙手多数であります。よって、第11号議案は、賛成多数をもって原

案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 挙手多数であります。よって、第12号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 挙手多数であります。よって、第13号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第17号「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 挙手多数であります。よって、第17号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号「高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

#### 《意見書》

◎西森(雅)委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案4件が提出されております。

まず、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書(案)の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森(雅)委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 2面目の2番の上から4行目、「ワクチンの接種が積極的に活用されるよう」の「積極的に」をのけていただいたら賛成できる。やはりワクチンの活用について、それぞれの考え方がありますので、「積極的に」という言葉をのけていただけたら賛成できます。

◎ のけるということで、文言修正でいければと思います。

◎西森（雅）委員長 正常に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

次に、現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

（小休）

◎ マイナ保険証のトラブルの続出というのがありますが、マイナ保険証を持っていったとしても、資格情報のペーパーも持っていかないといけないという、結局は2度手間になってしまうこともありまして、現行の保険証のままで何ら問題がないので、ぜひ存続を求め、意見書に御賛同いただきたいということです。能登半島地震のときに、マイナンバー保険証でなくても、医療情報は過去のものも見られますという厚生労働省からの記事もあった。医療情報的には問題はないので、現行の保険証でよろしいんじゃないかということをお願いします。

◎ 方針と全然違いますので、賛成はできないということで。

◎西森（雅）委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

続きまして、「こども医療費助成」の後退を許さず、さらなる充実を求める意見書（案）が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森(雅)委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ この間、医療費の無料化の努力が各地方自治体でも進んできておりますが、改めて今回、窓口負担をなくすということをやっている保険者に対するペナルティーが出されてきました。これは少子化対策の中での子供の医療費の無料化、窓口負担なしというところに対しての国からのペナルティーというのはどういったものか、ということでございます。

◎ 今回の措置につきましても、医療費の無償化そのものを否定している措置でもないですし、何かやらなかったら減らされるというものでもないもので、我々としてはこの意見書には賛同できません。

◎西森(雅)委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書(案)が、自由民主党、一燈立志の会、県民の会、公明党、自由の風から提出されております。

意見書(案)の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森(雅)委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 賛成します。

◎西森(雅)委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、7日、8日は休会とし9日水曜日の午前10時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いをいたします。

本日の委員会は、これで閉会をいたします。

(14時21分閉会)